

新	旧																
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td> <u>ア</u> 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 <u>イ</u> 防災知識の普及に関すること。 <u>ウ</u> 災害防止のための統計調査に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>8 その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山防災協議会</td> <td>ア 火山災害警戒<u>地域</u>毎の警戒避難体制の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	<u>ア</u> 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 <u>イ</u> 防災知識の普及に関すること。 <u>ウ</u> 災害防止のための統計調査に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	火山防災協議会	ア 火山災害警戒 <u>地域</u> 毎の警戒避難体制の整備に関すること。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td> ア 火山口付近の観測に関すること。 ㊦ 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 ㊧ 防災知識の普及に関すること。 ㊨ 災害防止のための統計調査に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>8 その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山防災協議会</td> <td>ア 火山災害警戒<u>区域</u>毎の警戒避難体制の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 火山口付近の観測に関すること。 ㊦ 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 ㊧ 防災知識の普及に関すること。 ㊨ 災害防止のための統計調査に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	火山防災協議会	ア 火山災害警戒 <u>区域</u> 毎の警戒避難体制の整備に関すること。
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	<u>ア</u> 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 <u>イ</u> 防災知識の普及に関すること。 <u>ウ</u> 災害防止のための統計調査に関すること。																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
火山防災協議会	ア 火山災害警戒 <u>地域</u> 毎の警戒避難体制の整備に関すること。																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 火山口付近の観測に関すること。 ㊦ 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 ㊧ 防災知識の普及に関すること。 ㊨ 災害防止のための統計調査に関すること。																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																
火山防災協議会	ア 火山災害警戒 <u>区域</u> 毎の警戒避難体制の整備に関すること。																

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 災害に強いまちの形成</p> <p>f <u>広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための</u>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 災害に強いまちの形成</p> <p>f 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(シ) 噴火警報、(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。) <u>火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、<u>火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>ウ【気象庁が実施する計画】</p> <p>(ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、<u>火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図る<u>ものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等</u>の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(シ) 噴火警報、(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。) 臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>ウ【気象庁が実施する計画】</p> <p>(ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図る<u>とともに、火山専門家を火山防災協議会等の構成員として参画させるなど、専門家の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難受入れ活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p>○広報車による周知</p> <p>○避難誘導員による現地広報</p> <p>○住民組織を通じた広報</p> <p>なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」</u>の安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会 <u>(公社) 全日本不動産協会長野県本部及び (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会</u>との協定に基づき連携を強化する。（建設部）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難受入れ活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p>○広報車による周知</p> <p>○避難誘導員による現地広報</p> <p>○住民組織を通じた広報</p> <p>なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）</p>

新	旧												
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成<u>27</u>年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="373 590 1104 707"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成<u>27</u>年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>66（85.7%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	平成 <u>27</u> 年度末市町村数	同報系（一斉通報）	66（85.7%）	移動系（移動局）	69（89.6%）	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1673 590 2404 707"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成25年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>66（85.7%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	平成 25 年度末市町村数	同報系（一斉通報）	66（85.7%）	移動系（移動局）	69（89.6%）
方式別	平成 <u>27</u> 年度末市町村数												
同報系（一斉通報）	66（85.7%）												
移動系（移動局）	69（89.6%）												
方式別	平成 25 年度末市町村数												
同報系（一斉通報）	66（85.7%）												
移動系（移動局）	69（89.6%）												

新	旧
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 泥流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。<u>(地方整備局)</u></p> <p><u>降雨による泥流等による災害のおそれがある場合には、関係機関と調整の上、当該地域に係る予測雨量等の気象情報を提供するものとする。(長野地方気象台)</u></p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成29年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,715</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,610</u>箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>山地災害危険地区については、<u>適宜</u>見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。</p> <p>加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。</p> <p>これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを<u>計画</u>的に推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 泥流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)</p> <p>火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。</p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成28年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,714箇所、崩壊土砂流出危険地区4,607箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。</p> <p>加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っていた。</p> <p>これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを<u>積極</u>的に推進する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（林務部） (イ) 健全な森林を育成するため、<u>適正かつ計画的な</u>間伐を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（林務部） (イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3 2節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【気象台が実施する計画】</p> <p>(ア) 登山者等が活火山を訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、自ら登山するかどうか判断することができるように、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>、<u>火山活動解説資料</u>等の火山情報を気象庁ホームページ等で周知に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第3 2節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【気象台が実施する計画】</p> <p>(ア) 登山者等が活火山を訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、自ら登山するかどうか判断することができるように、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、臨時の解説情報、噴火警報等の火山情報を気象庁ホームページ等で周知に努める。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3【関係機関が実施する計画】</p> <p>(4) 本県における活火山の観測は以下のとおり実施されている。</p> <p>ア 浅間山 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、<u>国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所</u>、東京大学地震研究所が必要な観測を行っている。</p> <p>イ 御嶽山 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、<u>岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所</u>、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>ウ 焼岳 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、<u>国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所</u>、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。</p> <p>エ 乗鞍岳 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。<u>そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</u></p>	<p style="text-align: center;">第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3【関係機関が実施する計画】</p> <p>(4) 本県における活火山の観測は以下のとおり実施されている。</p> <p>ア 浅間山 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、東京大学地震研究所、浅間火山観測所、関東地方整備局利根川水系砂防事務所が必要な観測を行っている。</p> <p>イ 御嶽山 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>ウ 焼岳 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、京都大学防災研究所、北陸地方整備局松本砂防事務所等が必要な観測を行っている。</p> <p>エ 乗鞍岳 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を<u>発令する</u>。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報<u>(臨時)</u>が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・<u>火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(ア)【県が実施する対策】</p> <p>火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。</p> <p>a 噴火警報、<u>火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。</p> <p>b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、<u>噴火速報</u>、火山の状況に関する解説情報<u>及び</u>火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達</p> <p>c 関係市町村に対する助言</p> <p>(a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、<u>噴火速報</u>及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報</p> <p><u>イ</u>【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>a 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、<u>噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>、降灰予報、火山ガス予報、<u>噴火速報</u>、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達する<u>と共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行う</u>ものとする。</p> <p>b 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」、<u>「火山の状況に関する解説情報(臨時)」、「噴火速報」</u>をいう。</p> <p>c 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺) 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、<u>噴火に伴って発生し生命に危険を</u>及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほと 	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・臨時の解説情報、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(ア)【県が実施する対策】</p> <p>火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。</p> <p>a 噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。</p> <p>b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報＝火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達</p> <p>c 関係市町村に対する助言</p> <p>(a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報</p> <p>イ【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>(ア) 火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。</p> <p>(イ) 臨時の解説情報を、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</p> <p>(ウ) 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。</p> <p>(エ) 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」をいう。</p> <p>(オ) 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺) 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほと

んどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。

d 噴火警戒レベル

e 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

f 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

g 降灰予報

- ・噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的な発表する「降灰予報(定時)」
- ・火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」
- ・火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」

h 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

i 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する。

- ・噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する

(ウ)【市町村が実施する対策】

a 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報(噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」)の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

b 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

(エ)【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

んどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。

~~(カ)~~ 噴火警戒レベル

~~(ウ)~~ 降灰予報

~~噴煙の火口からの高さが3メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。~~

~~(ハ)~~ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

~~(ホ)~~ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが発表する。

~~・火山の状況に関する解説情報~~

~~火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。~~

- ・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

ウ【市町村が実施する対策】

~~(ア)~~ 県から噴火警報、~~臨時の解説情報~~、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報(噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」)の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

~~(イ)~~ 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

エ【住民が実施する対策】

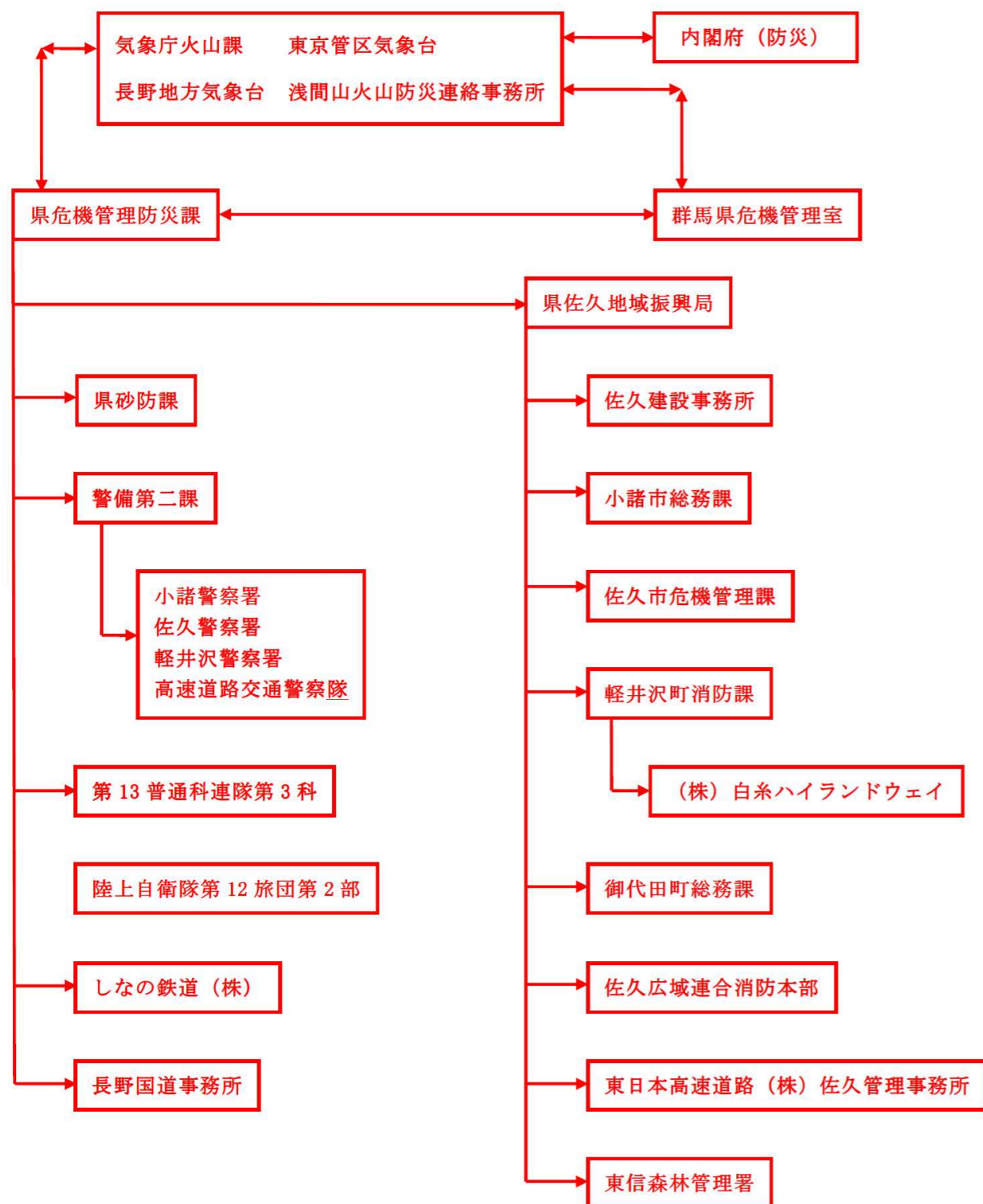
火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- a 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- b 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- c 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- d 鳴動：異常音の発生
- e 火山性地震：有感地震の発生
- f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化
- g 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- h その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など
異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

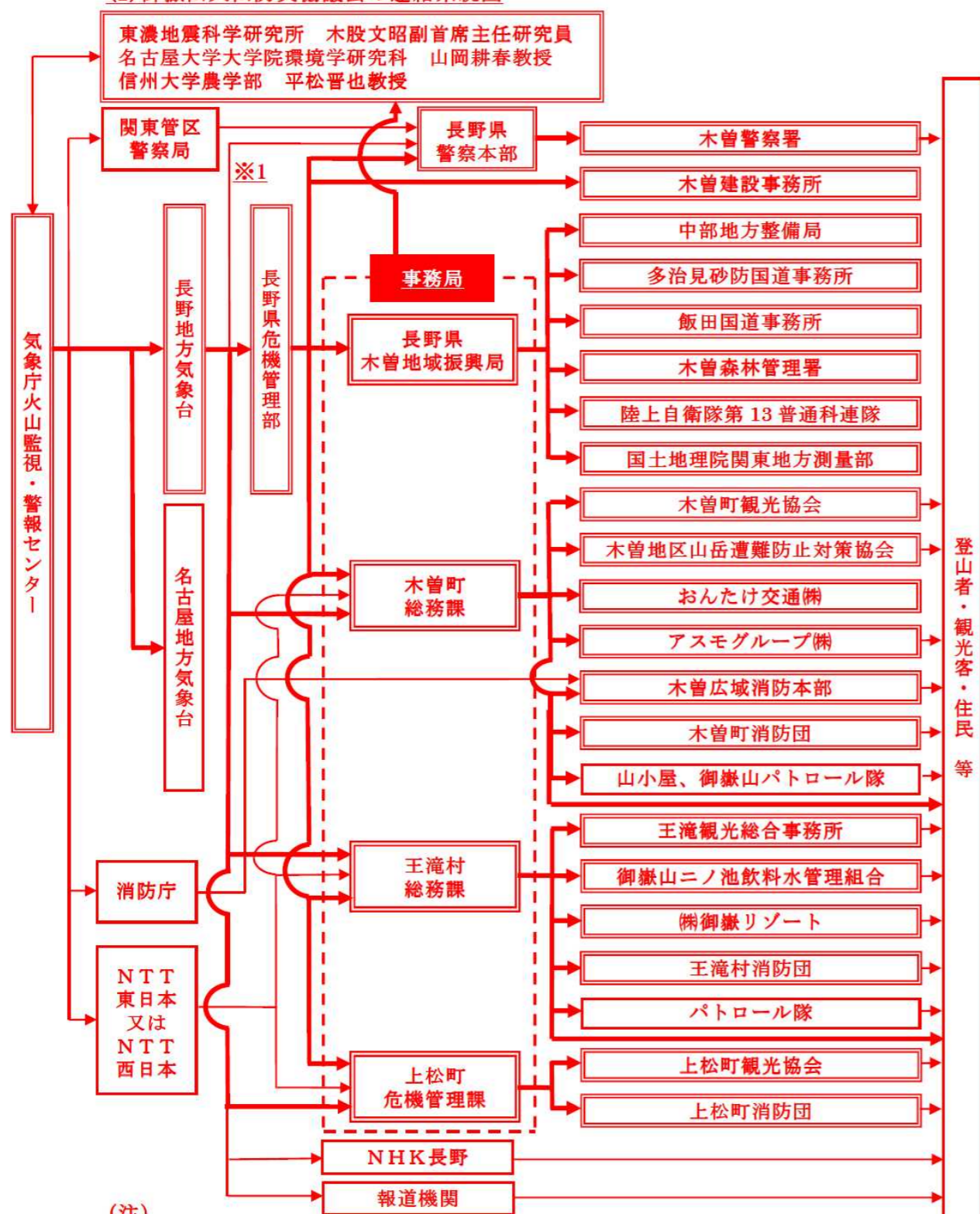
- ~~(ア)~~ 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- ~~(イ)~~ 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- ~~(ウ)~~ 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- ~~(エ)~~ 鳴動：異常音の発生
- ~~(オ)~~ 火山性地震：有感地震の発生
- ~~(カ)~~ 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化
- ~~(キ)~~ 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- ~~(ク)~~ その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など
異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図

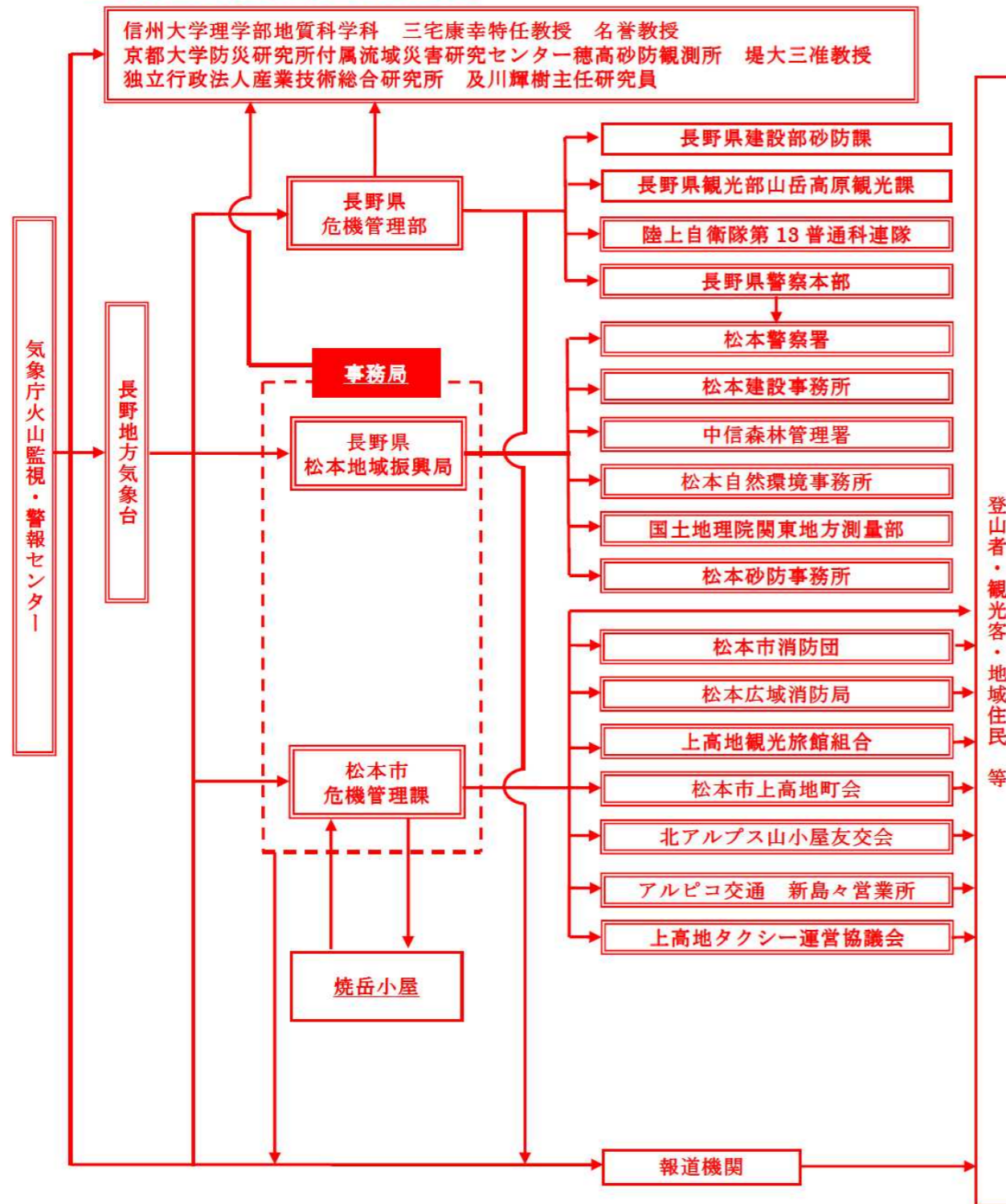


(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



(注)
 二重枠で囲われている機関は、協議会構成機関
 太線は協議会で定めた情報連絡体制
 ※1 長野地方気象台→長野県警の連絡は、事前連絡の場合に限る。

(3) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図



* 二重枠で囲われている機関は、協議会構成機関

* 上記以外の火山防災協議会の具体的な伝達先については、各火山防災協議会において別途定める。

別紙 4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
及び噴火警戒レベルが運用されていない火山の警戒事項等

別紙 3 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
及び噴火警戒レベルが運用されていない火山の警戒事項等

新	旧												
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容 2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1" data-bbox="344 474 1421 653"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容 2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1" data-bbox="1662 474 2733 653"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・ 森林組合
調査事項	調査機関	協力機関											
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合											
調査事項	調査機関	協力機関											
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地域振興局・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・ 森林組合											

新	旧
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a 避難指示(緊急)、避難勧告</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示(緊急)、避難勧告を行うものとする。</p> <p>なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を<u>発令する</u>よう努めるものとする。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(e) <u>避難勧告等の発令</u>にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a 避難指示(緊急)、避難勧告</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示(緊急)、避難勧告を行うものとする。</p> <p>なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】県民文化部、教育委員会</p> <p>(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p> <p>c 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>f 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。</p>	<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（総務部県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（総務部県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p> <p>c 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>f 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。</p>